

平成24年6月29日

公益信託の現況—平成23年公益信託概況調査結果

総務省では、公益信託の実態を把握するため、平成11年から毎年、公益信託の所管官庁（国の行政機関、都道府県の知事部局・教育委員会）に対し、調査を行っています。

この度、公益信託の所管官庁からの回答に基づき、平成23年12月1日現在の調査結果を取りまとめましたので公表します。

1. 信託数

平成23年12月1日現在の公益信託の信託数は526件で（表1）、前年（22年12月1日現在）より17件の減少となっている。

表1 信託財産規模別信託数

所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産 合計金額 (千円)	信託財産 平均金額 (千円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
国所管	168	19	59	36	43	11	28,431,458	169,235
都道府県・教育委員会所管	358	60	157	69	60	12	34,194,332	95,515
合計	526	79	216	105	103	23	62,625,790	119,060
	比率(%)	15.0	41.1	20.0	19.6	4.4		

（注）共管重複分を除く実数。

2. 信託財産

平成23年12月1日現在の信託数に対する23年3月末日現在の信託財産は約626億円で、前年（22年3月末現在）より約27億円の減少となっている（表1）。

3. 信託目的別信託数

平成23年12月1日現在の公益信託の信託目的別の信託数をみると（表2）、全体では、奨学金支給、教育振興、自然科学研究助成の順に割合が高い。また、個々の信託目的を所管別に見ると、国所管では自然科学研究助成、国際協力・国際交流促進、奨学金支給の順に割合が高く、都道府県・教育委員会所管では奨学金支給、教育振興、社会福祉の順に割合が高い。

表2 信託目的別信託数

信託目的	合計		国所管		都道府県・教育委員会所管	
	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)
奨学金支給	190	29.1	27	12.4	163	37.4
自然科学研究助成	78	11.9	59	27.1	19	4.4
人文科学研究助成	16	2.4	15	6.9	1	0.2
教育振興	84	12.8	6	2.8	78	17.9
社会福祉	61	9.3	12	5.5	49	11.2
芸術・文化振興	46	7.0	15	6.9	31	7.1
文化財の保存活用	7	1.1	3	1.4	4	0.9
動植物の保護繁殖	3	0.5	2	0.9	1	0.2
自然環境の保全	35	5.4	13	6.0	22	5.0
緑化推進	3	0.5	1	0.5	2	0.5
都市環境の整備・保全	26	4.0	5	2.3	21	4.8
国際協力・国際交流促進	64	9.8	47	21.6	17	3.9
その他	41	6.3	13	6.0	28	6.4
合計	654	100.0	218	100.0	436	100.0

（注） 1 複数の信託目的を有する信託があり、信託目的別信託数の合計は延べ数である。
2 割合は、延べ信託数に対する百分率。

4. 主務官庁別信託数

平成23年12月1日現在の公益信託の主務官庁別の信託数は次のとおり（表3）。

表3 主務官庁（府省）別信託数

	本省庁	地方支分部局	都道府県知事	都道府県教育委員会	合計	割合（％）
内閣府	0	－	15	－	15	2.7
警察庁	1	－	1	－	2	0.4
金融庁	0	0	0	－	0	0.0
総務省	13	0	11	－	24	4.4
法務省	2	－	0	－	2	0.4
外務省	15	－	0	－	15	2.7
財務省	0	0	0	－	0	0.0
文部科学省	81	－	8	247	336	61.4
厚生労働省	27	0	42	－	69	12.6
農林水産省	7	－	4	－	11	2.0
経済産業省	15	－	1	－	16	2.9
国土交通省	8	0	21	－	29	5.3
環境省	16	0	12	－	28	5.1
防衛省	0	－	0	－	0	0.0
省庁別合計	185	0	115	247	547	100.0

（注） 合計は、共管重複分を除いていない単純合計。

5. 授益行為の状況

平成23年12月1日現在の公益信託の22年度までの授益行為をみると（表4）、個人を対象としているものが、件数では全115,813件のうち78,183件と67.5%を占め、金額では482億円のうち214億円と44.3%を占めており、件数及び金額ともに割合が最も高い。

※ 授益行為とは、助成金等の支給、物品の配布といった資金又は物品の給付を指す。

表4 授益行為対象別件数・金額（累計）

（金額の単位：千円）

所管官庁	信託数	授益行為対象別件数・金額							
		個人		任意団体		法人		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国所管	168	21,642	12,633,591	5,402	5,007,662	3,662	3,688,094	30,706	21,730,615
都道府県・教育委員会所管	358	56,541	8,719,898	20,135	9,093,554	8,431	8,627,155	85,107	26,440,637
合計	526	78,183	21,353,489	25,537	14,101,216	12,093	12,315,249	115,813	48,171,252
授益行為対象別件数の比率（％）		67.5	－	22.1	－	10.4	－	100.0	－
授益行為対象別金額の比率（％）		－	44.3	－	29.3	－	25.6	－	100.0

（注） 共管重複分を除く実数。

（連絡先）

総務省大臣官房総務課管理室 細田・森山

（代表）03-5253-5111（内線5182）（直通）03-5253-5182

（FAX）03-5253-5190

資料1 統計表

(目次)		ページ
■信託財産規模別信託数		
第1-1表 (全体)		3
第1-2表 (国所管)		3
第1-3表 (都道府県知事所管)		4
第1-4表 (都道府県教育委員会所管)		5
■信託目的別信託数		
第2-1表 (全体)		6
第2-2表 (国所管)		6
第2-3表 (都道府県知事所管)		7
第2-4表 (都道府県教育委員会所管)		8
■第3-1表 主務官庁(府省庁)別信託数		
9		
■授益行為対象別件数・金額		
第4-1表 (全体)		10
第4-2表 (国所管)		10
第4-3表 (都道府県知事所管)		11
第4-4表 (都道府県教育委員会所管)		12
○利用上の注意		
1 信託数は平成23年12月1日現在存在していた数		
2 信託財産金額は平成23年12月1日現在存在していた信託の平成23年3月末日の金額		
3 授益行為対象別件数・金額は、平成23年12月1日現在存在していた信託の平成22年度までの累計件数、金額		

表1-1表 信託財産規模別信託数(全体)

所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産合計金額 (千円)	信託財産平均金額 (千円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
国所管	168	19	59	36	43	11	28,431,458	169,235
都道府県・教育委員会所管	358	60	157	69	60	12	34,194,332	95,515
合計	526	79	216	105	103	23	62,625,790	119,060

(注)共管重複分を除く実数。

第1-2表 信託財産規模別信託数(国所管)

所管官庁	信託数	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上	信託財産合計金額 (千円)	信託財産平均金額 (千円)
警察庁	1	0	0	0	1	0	165,657	165,657
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	13	4	6	1	2	0	772,249	59,404
法務省	2	0	0	1	1	0	262,780	131,390
外務省	15	2	4	2	6	1	2,272,410	151,494
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	81	7	31	15	24	4	15,143,828	186,961
厚生労働省	27	4	8	9	4	2	4,426,519	163,945
農林水産省	7	2	3	1	0	1	718,699	102,671
経済産業省	15	4	6	0	3	2	3,081,763	205,451
国土交通省	8	0	4	3	1	0	460,698	57,587
環境省	16	1	4	4	4	3	3,535,244	220,953
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
国合計	168	19	59	36	43	11	28,431,458	169,235

(注)国合計は、共管重複分を除く実数。

第1-3表 信託財産規模別信託数(都道府県知事所管)

所管官庁	信託数	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上	信託財産 合計金額 (千円)	信託財産 平均金額 (千円)
北海道知事	6	4	1	1	0	0	119,175	19,863
青森県知事	2	0	2	0	0	0	48,422	24,211
岩手県知事	1	0	1	0	0	0	11,375	11,375
宮城県知事	2	0	0	1	1	0	183,415	91,708
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	2	0	0	1	0	1	821,164	410,582
茨城県知事	3	1	0	0	2	0	270,395	90,132
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	1	0	0	1	0	0	71,148	71,148
埼玉県知事	9	1	1	1	5	1	1,842,785	204,754
千葉県知事	6	1	0	2	3	0	865,434	144,239
東京都知事	12	3	3	3	2	1	1,827,795	152,316
神奈川県知事	5	1	1	1	1	1	1,423,953	284,791
新潟県知事	2	0	2	0	0	0	44,033	22,017
富山県知事	2	0	0	1	1	0	538,933	269,467
石川県知事	2	0	2	0	0	0	81,616	40,808
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	1	0	0	0	0	1	1,019,232	1,019,232
長野県知事	2	1	1	0	0	0	17,634	8,817
岐阜県知事	1	0	1	0	0	0	42,212	42,212
静岡県知事	6	0	4	1	0	1	707,323	117,887
愛知県知事	5	1	0	3	1	0	514,951	102,990
三重県知事	2	1	1	0	0	0	21,040	10,520
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	1	0	1	0	0	0	46,803	46,803
大阪府知事	12	1	3	4	1	3	3,402,105	283,509
兵庫県知事	5	0	1	0	3	1	1,538,012	307,602
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	1	0	0	1	0	0	96,367	96,367
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	2	0	0	0	1	1	2,391,371	1,195,686
岡山県知事	4	0	2	1	1	0	267,186	66,797
広島県知事	2	0	1	1	0	0	115,919	57,960
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	1	1	0	0	0	0	1,956	1,956
愛媛県知事	4	0	2	2	0	0	207,866	51,967
高知県知事	2	0	2	0	0	0	24,591	12,296
福岡県知事	2	0	2	0	0	0	77,206	38,603
佐賀県知事	1	1	0	0	0	0	2,341	2,341
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	2	0	0	1	0	1	2,016,533	1,008,267
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	1	0	0	0	1	0	119,167	119,167
沖縄県知事	3	0	2	0	1	0	141,536	47,179
知事合計	115	17	36	26	24	12	20,920,994	181,922

第1-4表 信託財産規模別信託数(都道府県教育委員会所管)

所管官庁	信託数	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上	信託財産 合計金額 (千円)	信託財産 平均金額 (千円)
北海道教育委員会	15	4	10	1	0	0	385,017	25,668
青森県教育委員会	1	1	0	0	0	0	6,001	6,001
岩手県教育委員会	1	0	1	0	0	0	37,719	37,719
宮城県教育委員会	8	0	5	1	2	0	529,319	66,165
秋田県教育委員会	6	1	3	0	2	0	657,570	109,595
山形県教育委員会	5	2	1	0	2	0	354,231	70,846
福島県教育委員会	3	0	2	1	0	0	144,913	48,304
茨城県教育委員会	8	3	0	3	2	0	545,901	68,238
栃木県教育委員会	6	1	3	2	0	0	259,468	43,245
群馬県教育委員会	2	0	0	2	0	0	168,941	84,471
埼玉県教育委員会	5	1	3	1	0	0	148,489	29,698
千葉県教育委員会	8	1	4	2	1	0	412,609	51,576
東京都教育委員会	24	4	13	2	5	0	1,454,704	60,613
神奈川県教育委員会	11	2	7	0	2	0	600,403	54,582
新潟県教育委員会	3	0	2	1	0	0	108,448	36,149
富山県教育委員会	4	1	1	0	2	0	582,410	145,603
石川県教育委員会	4	1	0	2	1	0	287,565	71,891
福井県教育委員会	1	0	1	0	0	0	19,447	19,447
山梨県教育委員会	2	0	2	0	0	0	61,608	30,804
長野県教育委員会	7	1	3	1	2	0	692,178	98,883
岐阜県教育委員会	4	0	2	1	1	0	230,017	57,504
静岡県教育委員会	14	0	6	6	2	0	1,263,288	90,235
愛知県教育委員会	4	1	2	0	1	0	181,906	45,477
三重県教育委員会	1	0	1	0	0	0	29,096	29,096
滋賀県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府教育委員会	11	1	7	1	2	0	486,778	44,253
大阪府教育委員会	18	4	8	4	2	0	845,642	46,980
兵庫県教育委員会	16	4	6	3	3	0	822,071	51,379
奈良県教育委員会	1	0	1	0	0	0	38,761	38,761
和歌山県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県教育委員会	1	1	0	0	0	0	5,615	5,615
島根県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県教育委員会	7	2	2	1	2	0	423,861	60,552
広島県教育委員会	8	2	6	0	0	0	267,594	33,449
山口県教育委員会	7	2	4	1	0	0	176,289	25,184
徳島県教育委員会	1	0	0	1	0	0	97,460	97,460
香川県教育委員会	4	1	1	0	2	0	364,698	91,175
愛媛県教育委員会	4	0	3	1	0	0	172,600	43,150
高知県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県教育委員会	8	0	5	2	1	0	556,798	69,600
佐賀県教育委員会	2	2	0	0	0	0	14,808	7,404
長崎県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県教育委員会	4	0	2	1	1	0	198,199	49,550
大分県教育委員会	3	0	2	1	0	0	129,986	43,329
宮崎県教育委員会	2	0	2	0	0	0	69,029	34,515
鹿児島県教育委員会	2	0	1	1	0	0	121,790	60,895
沖縄県教育委員会	1	0	0	0	1	0	137,012	137,012
教育委員会合計	247	43	122	43	39	0	14,090,239	57,046

第2-1表 信託目的別信託数(全体)

所管官庁	延べ 信託数	奨学金 支給	自然科学 研究助成	人文科学 研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・文 化振興	文化財の 保存活用	動植物の 保護繁殖	自然環境 の保全	緑化推進	都市環境 の整備・ 保全	国際協力・国際 交流促進	その他
国所管	218	27	59	15	6	12	15	3	2	13	1	5	47	13
都道府県・教育委員会 所管	436	163	19	1	78	49	31	4	1	22	2	21	17	28
知事合計	138	9	3	0	3	42	10	1	1	19	2	21	3	24
教委合計	298	154	16	1	75	7	21	3	0	3	0	0	14	4
合計	654	190	78	16	84	61	46	7	3	35	3	26	64	41

第2-2表 信託目的別信託数(国所管)

所管官庁	延べ 信託数	奨学金 支給	自然科学 研究助成	人文科学 研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・文 化振興	文化財の 保存活用	動植物の 保護繁殖	自然環境 の保全	緑化推進	都市環境 の整備・ 保全	国際協力・国際 交流促進	その他
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	14	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	12	0
法務省	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
外務省	19	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	14	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	88	23	30	12	3	0	13	2	0	1	0	0	3	1
厚生労働省	31	1	16	0	2	10	1	0	0	0	0	0	0	1
農林水産省	11	1	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	3
経済産業省	16	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	11	2
国土交通省	12	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4
環境省	23	0	5	0	0	0	0	1	2	9	0	3	2	1
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国合計	218	27	59	15	6	12	15	3	2	13	1	5	47	13

(注)信託目的の内容は、次のとおり。

① 奨学金支給

学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学又は大学院等の生徒又は学生に対する奨学金の支給又は貸与を目的とするもの

② 自然科学研究助成

自然科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの

③ 人文科学研究助成

人文科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの

④ 教育振興

学校教育、障害者教育又は社会教育の振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑤ 社会福祉

社会福祉活動に対する助成を目的とするもの

⑥ 芸術・文化振興

芸術・文化振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑦ 文化財の保存活用

文化財の保全及び活用に関する活動に対する助成を目的とするもの

⑧ 動植物の保護繁殖

動植物の保護繁殖に関する活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑨ 自然環境の保全

自然環境等の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑩ 緑化推進

国土の緑化活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑪ 都市環境の整備・保全

都市環境の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑫ 国際協力・国際交流促進

海外の経済又は技術協力の推進活動に対する助成、教育、学術、文化等の国際交流活動に対する助成を目的とするもの

⑬ その他

上記以外を信託目的とするもの

第2-3表 信託目的別信託数(都道府県知事所管)

所管官庁	延べ 信託数	奨学金 支給	自然科学 研究助成	人文科学 研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・文 化振興	文化財の 保存活用	動植物の 保護繁殖	自然環境 の保全	緑化推進	都市環境 の整備・ 保全	国際協 力・国際 交流促進	その他
北海道知事	6	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	1
青森県知事	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
岩手県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宮城県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
茨城県知事	3	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県知事	11	1	0	0	0	4	0	0	0	2	0	2	0	2
千葉県知事	8	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	1	0	2
東京都知事	15	1	1	0	1	5	0	0	0	3	0	3	0	1
神奈川県知事	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	1
新潟県知事	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
富山県知事	3	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県知事	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
長野県知事	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県知事	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県知事	6	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1
愛知県知事	5	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
三重県知事	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府知事	14	0	0	0	0	4	0	0	0	2	1	5	0	2
兵庫県知事	5	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	3	0	0
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
岡山県知事	5	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1
広島県知事	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県知事	6	1	0	0	0	2	1	0	1	1	0	0	0	0
高知県知事	4	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
福岡県知事	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
佐賀県知事	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
沖縄県知事	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
知事合計	138	9	3	0	3	42	10	1	1	19	2	21	3	24

第2-4表 信託目的別信託数(都道府県教育委員会所管)

所管官庁	延べ 信託数	奨学金 支給	自然科学 研究助成	人文科学 研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・文 化振興	文化財の 保存活用	動植物の 保護繁殖	自然環境 の保全	緑化推進	都市環境 の整備・ 保全	国際協 力・国際 交流促進	その他
北海道教育委員会	15	9	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県教育委員会	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県教育委員会	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県教育委員会	11	6	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県教育委員会	7	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山形県教育委員会	6	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
福島県教育委員会	4	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県教育委員会	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県教育委員会	6	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
群馬県教育委員会	3	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
埼玉県教育委員会	6	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
千葉県教育委員会	10	7	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
東京都教育委員会	27	18	1	0	5	2	0	0	0	1	0	0	0	0
神奈川県教育委員会	12	8	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1
新潟県教育委員会	4	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
富山県教育委員会	5	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県教育委員会	5	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県教育委員会	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県教育委員会	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
長野県教育委員会	8	5	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県教育委員会	6	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0
静岡県教育委員会	20	6	0	0	6	0	3	1	0	2	0	0	2	0
愛知県教育委員会	4	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
三重県教育委員会	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府教育委員会	15	8	1	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0
大阪府教育委員会	22	10	1	0	7	1	2	0	0	0	0	0	1	0
兵庫県教育委員会	21	8	0	0	9	2	0	0	0	0	0	0	2	0
奈良県教育委員会	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県教育委員会	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
島根県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県教育委員会	8	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2
広島県教育委員会	9	5	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0
山口県教育委員会	7	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県教育委員会	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
香川県教育委員会	4	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県教育委員会	5	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
高知県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県教育委員会	12	5	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	2	0
佐賀県教育委員会	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県教育委員会	5	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0
大分県教育委員会	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県教育委員会	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県教育委員会	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県教育委員会	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会合計	298	154	16	1	75	7	21	3	0	3	0	0	14	4

第3-1表 主務官庁(府省庁)別信託数

	内閣府	警察庁	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	内閣・文科省共管	文科・厚労省共管	文科・国交省共管	都道府県別合計
北海道知事	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	6
青森県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
岩手県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宮城県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
茨城県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
埼玉県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	2	0	0	0	0	9
千葉県知事	1	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	6
東京都知事	0	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	3	2	0	1	0	0	12
神奈川県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	5
新潟県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
富山県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
石川県知事	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
長野県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
岐阜県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
静岡県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	6
愛知県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	5
三重県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大阪府知事	0	0	0	2	0	0	0	0	4	2	0	4	0	0	0	0	0	12
兵庫県知事	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	5
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
岡山県知事	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	4
広島県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
愛媛県知事	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4
高知県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福岡県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
佐賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
沖縄県知事	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
府省庁別合計	14	1	0	11	0	0	0	6	42	4	1	21	12	0	1	1	1	115

第4-1表 授益行為対象別件数・金額(全体)

(金額の単位:千円)

所管官庁	信託数	授益行為対象別件数・金額							
		個人		任意団体		法人		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国 所 管	168	21,642	12,633,591	5,402	5,007,662	3,662	3,688,094	30,706	21,730,615
都道府県・教育委員会 所管	358	56,541	8,719,898	20,135	9,093,554	8,431	8,627,155	85,107	26,440,637
合 計	526	78,183	21,353,489	25,537	14,101,216	12,093	12,315,249	115,813	48,171,252

(注) 共管重複分を除く実数。

第4-2表 授益行為対象別件数・金額(国所管)

(金額の単位:千円)

所管官庁	信託数	個人		任意団体		法人		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	1	159	140,220	0	0	0	0	159	140,220
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	13	257	101,470	5	3,900	266	228,595	528	333,965
法務省	2	605	75,187	21	3,725	0	0	626	78,912
外務省	15	1,841	462,633	1,153	1,426,732	1,346	1,287,447	4,340	3,577,754
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	81	14,739	8,215,446	860	528,825	477	424,496	16,076	9,168,767
厚生労働省	27	2,781	2,833,742	1,445	1,443,479	927	750,039	5,153	5,027,260
農林水産省	7	313	56,600	120	380,552	42	18,050	475	455,528
経済産業省	15	81	275,706	418	220,519	508	536,104	1,007	1,032,329
国土交通省	8	637	270,646	89	85,737	56	39,211	782	395,594
環境省	16	488	352,111	2,020	2,290,776	711	1,357,876	3,219	4,000,763
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国合計	168	21,642	12,633,591	5,402	5,007,662	3,662	3,688,094	30,706	21,730,615

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

第4-3表 授益行為対象別件数・金額(都道府県知事所管)

(金額の単位:千円)

所管官庁	信託数	個人		任意団体		法人		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道知事	6	710	59,776	75	17,743	75	13,285	860	90,804
青森県知事	2	17	27,200	248	75,990	99	54,940	364	158,130
岩手県知事	1	14	4,300	159	47,179	72	36,740	245	88,219
宮城県知事	2	4	1,593	160	174,107	11	2,500	175	178,200
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	2	13	1,609	382	214,777	203	194,096	598	410,482
茨城県知事	3	40	5,340	399	43,675	285	38,735	724	87,780
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	1	0	0	172	9,100	19	1,950	191	11,050
埼玉県知事	9	7,430	359,345	940	212,007	84	51,283	8,454	622,635
千葉県知事	6	106	14,235	411	129,886	139	46,613	656	190,734
東京都知事	12	10	2,028	958	448,179	757	209,587	1,725	659,794
神奈川県知事	5	9	552	673	1,319,259	164	154,220	846	1,474,031
新潟県知事	2	0	0	15	5,340	204	83,819	219	89,159
富山県知事	2	20	31,400	108	28,529	69	47,923	197	107,852
石川県知事	2	8	900	163	67,165	5	14,200	176	82,265
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	1	0	0	54	164,300	0	0	54	164,300
長野県知事	2	4	190	120	7,658	2	200	126	8,048
岐阜県知事	1	688	11,590	0	0	0	0	688	11,590
静岡県知事	6	4	550	618	75,004	533	1,243,101	1,155	1,318,655
愛知県知事	5	127	78,473	199	30,882	93	46,671	419	156,026
三重県知事	2	192	11,120	35	7,272	66	13,723	293	32,115
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	1	0	0	175	28,557	25	13,549	200	42,106
大阪府知事	12	464	38,062	882	1,716,765	1,314	5,165,854	2,660	6,920,681
兵庫県知事	5	0	0	943	426,316	168	144,780	1,111	571,096
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	1	0	0	16	6,307	0	0	16	6,307
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	2	0	0	2,082	1,316,616	62	125,462	2,144	1,442,078
岡山県知事	4	1,323	100,090	224	26,803	22	3,480	1,569	130,373
広島県知事	2	24	7,200	139	38,383	15	21,344	178	66,927
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	1	39	5,200	1	900	29	9,928	69	16,028
愛媛県知事	4	290	44,898	147	24,348	25	4,764	462	74,010
高知県知事	2	0	0	255	63,983	73	23,897	328	87,880
福岡県知事	2	22	1,430	520	107,652	55	17,350	597	126,432
佐賀県知事	1	0	0	0	0	32	25,313	32	25,313
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	2	7	2,000	508	783,510	51	67,240	566	852,750
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	1	0	0	223	82,122	29	12,540	252	94,662
沖縄県知事	3	55	8,200	143	65,431	68	33,668	266	107,299
知事合計	115	11,620	817,281	12,147	7,765,745	4,848	7,922,755	28,615	16,505,811

第4-4表 授益行為対象別件数・金額(都道府県教育委員会所管)

(金額の単位:千円)

所管官庁	個人			任意団体		法人		合計	
	信託数	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道教育委員会	15	3,634	730,710	304	48,898	18	2,400	3,956	782,008
青森県教育委員会	1	126	93,700	0	0	0	0	126	93,700
岩手県教育委員会	1	130	36,446	0	0	0	0	130	36,446
宮城県教育委員会	8	1,350	225,571	22	3,045	8	1,750	1,380	230,366
秋田県教育委員会	6	1,130	219,140	20	4,600	41	20,064	1,191	243,804
山形県教育委員会	5	568	174,880	310	66,259	11	8,670	889	249,809
福島県教育委員会	3	243	45,516	1	200	182	37,988	426	83,704
茨城県教育委員会	8	1,220	366,308	0	0	0	0	1,220	366,308
栃木県教育委員会	6	787	117,935	30	32,518	0	0	817	150,453
群馬県教育委員会	2	121	28,380	151	28,496	0	0	272	56,876
埼玉県教育委員会	5	614	138,737	570	17,481	2	300	1,186	156,518
千葉県教育委員会	8	2,152	354,748	90	8,370	32	3,200	2,274	366,318
東京都教育委員会	24	2,566	790,485	428	126,743	423	216,214	3,417	1,133,442
神奈川県教育委員会	11	1,067	267,833	153	17,419	228	44,828	1,448	330,080
新潟県教育委員会	3	287	64,082	138	35,295	0	0	425	99,377
富山県教育委員会	4	109	44,890	105	39,252	29	34,364	243	118,506
石川県教育委員会	4	2,906	283,147	556	51,449	30	15,650	3,492	350,246
福井県教育委員会	1	337	3,050	0	0	105	8,817	442	11,867
山梨県教育委員会	2	327	137,140	0	0	5	1,400	332	138,540
長野県教育委員会	7	479	157,580	190	14,136	216	69,895	885	241,611
岐阜県教育委員会	4	1,412	93,335	228	101,939	0	0	1,640	195,274
静岡県教育委員会	14	2,097	372,802	1,750	347,375	558	44,973	4,405	765,150
愛知県教育委員会	4	3,964	77,969	78	21,255	1	300	4,043	99,524
三重県教育委員会	1	0	0	108	11,890	0	0	108	11,890
滋賀県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府教育委員会	11	1,725	188,896	34	9,500	281	78,884	2,040	277,280
大阪府教育委員会	18	2,644	860,369	1,028	100,748	23	16,389	3,695	977,506
兵庫県教育委員会	16	4,344	599,254	373	76,795	927	125,813	5,644	801,862
奈良県教育委員会	1	0	0	0	0	69	30,862	69	30,862
和歌山県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県教育委員会	1	0	0	117	32,700	1	300	118	33,000
島根県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県教育委員会	7	2,008	355,163	304	45,383	262	31,365	2,574	431,911
広島県教育委員会	8	1,592	205,367	292	53,674	11	2,768	1,895	261,809
山口県教育委員会	7	995	113,833	309	21,600	5	5,000	1,309	140,433
徳島県教育委員会	1	65	17,900	0	0	0	0	65	17,900
香川県教育委員会	4	613	152,200	122	16,400	0	0	735	168,600
愛媛県教育委員会	4	342	57,913	59	12,170	14	4,000	415	74,083
高知県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県教育委員会	8	933	226,375	244	70,461	250	15,930	1,427	312,766
佐賀県教育委員会	2	297	20,244	0	0	0	0	297	20,244
長崎県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県教育委員会	4	119	45,623	198	49,950	15	4,764	332	100,337
大分県教育委員会	3	843	135,756	0	0	0	0	843	135,756
宮崎県教育委員会	2	866	24,020	0	0	44	8,556	910	32,576
鹿児島県教育委員会	2	756	78,178	25	2,746	0	0	781	80,924
沖縄県教育委員会	1	439	112,882	86	22,910	0	0	525	135,792
教育委員会合計	247	46,207	8,018,357	8,423	1,491,657	3,791	835,444	58,421	10,345,458

参考 1 公益信託制度の概要

1. 公益信託とは

公益信託とは、委託者が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度である。「公益信託ニ関スル法律〔大正 11 年法律第 62 号〕」では、公益信託は、受益者の定めのない信託のうち、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするもので主務官庁による引受けの許可を受けたものをいうこととされている（同法第 1 条）。なお、受益者の定めのない信託については、従来、公益信託のみが許容されていたが、平成 18 年の信託法改正において、受益者の定めのない信託が一般に許容されている（信託法〔平成 18 年法律第 108 号〕第 258 条）。

2. 公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約（以下「公益信託契約」という。）を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり（信託法第 2 条、第 3 条及び第 258 条）、これについて受託者が主務官庁の許可を受けることによって効力を生じる（公益信託ニ関スル法律第 2 条）。

公益信託は、主務官庁の監督に属し（公益信託ニ関スル法律第 3 条）、受託者は信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理又は処分して公益事業を営む。信託財産は受託者に移転されるが、受託者の固有財産とは区別される（信託法第 16 条から第 25 条まで及び第 34 条）。

受託者は、その事務処理について善管注意義務（第 29 条）や忠実義務（第 30 条）等を負い、信託財産に関してその任務に違反する行為をした場合には損失てん補等をしなければならない（第 40 条）。

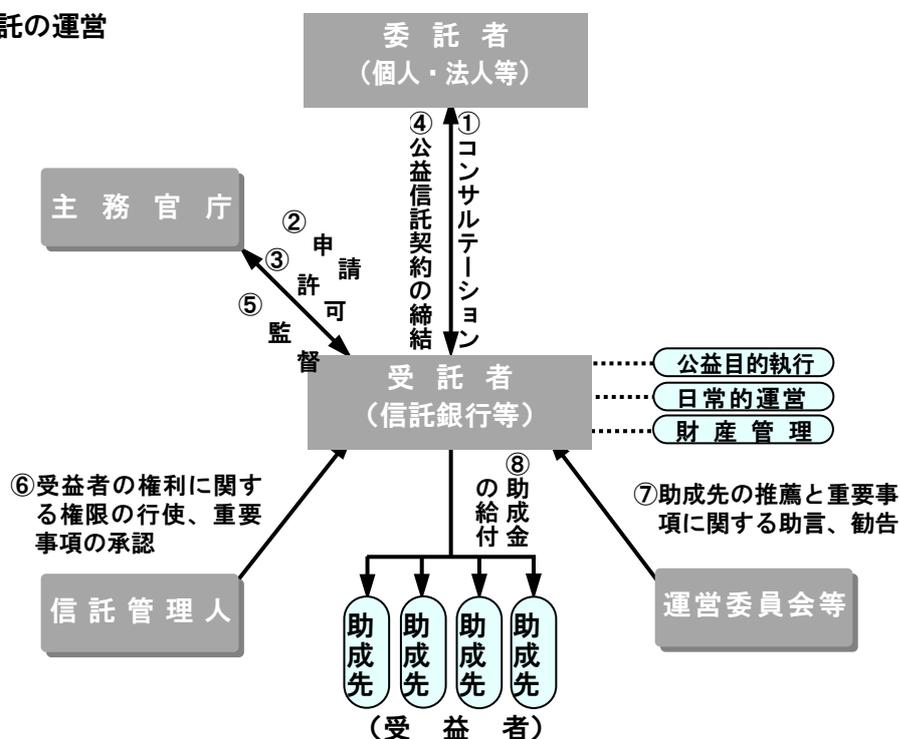
3. 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための現行の統一的基準としては、平成 6 年 9 月 13 日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」〔参考 2〕があり、所管官庁においては、この基準にのっとった指導監督等が行われている。

4. 公益信託の運営

公益信託の一般的な運営を示したものが、図 1 である。これを基に説明すると、おおむね以下のとおりである。

図1 公益信託の運営



※ (社) 信託協会「公益信託—その制度のあらまし—」を基に総務省作成

- ① 委託者（個人・法人等）と受託者（信託銀行等）との間で、公益目的の具体的な選定、その目的達成のための方法、公益信託契約書の内容等について打合せを行う。
- ② 受託者は、公益信託の引受けの許可につき、主務官庁に申請する。
- ③ 主務官庁は、これを審査の上、許可する。
- ④ 許可を受けた後、委託者と受託者との間で、「公益信託契約」を締結する。
- ⑤ 主務官庁は、財団法人に対するものと同様の監督のほか、公益信託の事務処理につき、検査等を行うことができる。
- ⑥ 信託管理人は、不特定多数の受益者のいわば代表者として、受託者の職務のうち重要な事項について承認を与える。
- ⑦ 運営委員会等は、公益目的の円滑な遂行のため、受託者の諮問により、助成先の推薦及び公益信託の事業の遂行について助言・勧告を行う。
- ⑧ 受託者は、運営委員会等の助言・勧告に基づき、その公益信託の目的に沿った助成先への助成金の給付を行う。

なお、上記以外にも、受託者は次のような信託事務を行う。

- 事業計画・収支予算の作成
- 助成金給付のための基礎資料の収集・管理
- 助成金給付先の募集、受付及び選考
- 信託管理人・運営委員会に関する事務
- 主務官庁への諸届事務
- 信託事務及び財産状況の公告
- 委託者への報告
- パンフレット・年次報告書の作成
- 授賞式等の挙行に係る事務

5. 公益信託の税制

公益信託に財産を拠出した場合の税制としては以下のものがある。

法人が特定公益信託（注1）の信託財産とするために支出した金銭は寄附金とみなされる（法人税法第37条第6項）。

さらに、認定特定公益信託（注2）の信託財産とするために支出した金銭は、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる（所得税法第78条第3項又は法人税法第37条第6項）。

（注1） 特定公益信託とは、公益信託のうち、信託の終了の時ににおける信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと等一定の事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託銀行等であることという要件を満たすことにつき、主務大臣の証明を受けたものをいう。

（注2） 認定特定公益信託とは、特定公益信託のうち、その信託の目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等一定のものであり、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき主務大臣の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から5年を経過していないものをいう。

参考 2

公益信託の引受け許可審査基準等について

平成6年9月13日

公益法人等指導監督連絡会議決定

公益信託の引受け許可審査の基準は、少なくとも次の各項の趣旨に添うものとする。なお、信託行為の変更についても、次の各項の趣旨に反することとなるような場合は、これを認可しない。

1 目的

公益信託は、公益の実現すなわち、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。従って、次のようなものは、引受けを許可しない。

- ア 委託者と特定の関連を有する者又は同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの。
- イ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの。
- ウ 特定個人の精神的又は経済的支援を目的とするもの。

2 授益行為

公益信託の授益行為は、次の事項のすべてに適合していなければならない。

- ア 当該公益信託の目的に照らし、適切な内容のものであること。
- イ 授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄附金等の支給若しくは物品の配布のような資金又は物品の給付であること。
- ウ 授益行為が信託行為上具体的に明確にされていること。
- エ 営利事業として行うことが適当と認められる性格及び内容のものでないこと。

3 名称

公益信託の名称は、その目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならない。従って、次のような名称は適当でない。

- ア 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- イ 既存の法人又は公益信託と誤認させるおそれのある名称
- ウ 当該公益信託の授益行為の範囲とかけはなれた名称

4 信託財産

公益信託は、その目的を達成するため、授益行為を継続するのに必要な確固とした財産的基礎を有していなければならない。従って、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

- ア 引受け当初の信託財産の運用によって生ずる収入により、その目的の達成に必要な授益行

為が遂行できる見込みであること。ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあっては、信託財産により、その目的の達成に必要な受益行為が存続期間を通して遂行できる見込みであること。

イ 価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、上記「ア」の財産の中の相当部分を占めていないこと。

5 信託報酬

公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること。

6 機関

(1) 公益信託は、その適正な運営を確保するため、信託管理人を置き、及び運営委員会等を設置していなければならない。

(2) 公益信託の受託者、信託管理人及び運営委員会等の機関は、当該公益信託の健全かつ継続的な運営を可能とするようなものでなければならない。従って、各機関については、その事務の内容が信託行為上明確にされているとともに、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

ア 受託者

受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であること。

イ 信託管理人

- ① 信託管理人は、当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有するものであること。
- ② 信託管理人は、委託者又は受託者と親族、使用人等特別の関係を有する者でないこと。
- ③ 信託管理人は、原則として、個人であること。

ウ 運営委員会等

- ① 運営委員会等の構成員の数は、当該公益信託の実態からみて多すぎないこととし、特別の理由がある場合を除き5人から10人程度であること。
- ② 運営委員会等の構成員は、当該公益信託の目的たる受益行為について深い学識経験を有する個人であること。
- ③ 運営委員会等の構成員の相当部分が同一親族で占められていないこと等適正な運営が行われるような構成であること。
- ④ 運営委員会等は、構成員の多数の意思が適正に反映されるよう会議の成立要件及び議決要件が定められていること。
- ⑤ 構成員の任期は、あまり長期でないこと。